

「信頼性向上のための施策の推進ワーキング ・グループ」報告書

平成 25 年 6 月

日本証券業協会

「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」の設置について

平成 24 年 11 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど最近の事案を踏まえるとともに、併せて証券界の信頼性向上を図る観点から、再発防止及び信頼性向上に向けた方策について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

(1) 倫理観・責任感を向上させるための取組み

- ① 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」の作成等
- ② 会員における倫理コードの遵守状況の開示

(2) 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

- ① 会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取組み
- ② 会員の主要株主及び大株主を公表する取組み
- ③ 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等

(3) 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応

- ① 財務諸表外部監査等の懲憑等
- ② 自己資本規制比率外部監査の懲憑等

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) ワーキング・グループは、会員の役職員並びに有識者 10 名程度をもって構成する。
- (2) ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) ワーキング・グループの主査及び委員は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) ワーキング・グループには、主査の判断により、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (5) ワーキング・グループは、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び関係する会議体に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、自主規制企画部が担当する。

以 上

「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」名簿

平成 25 年 6 月

日本証券業協会

主 査 内 藤 誠 二 郎 (内 藤 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

委 員 石 井 登 (立 花 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 岡 地 敏 則 (岡 地 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 楠 本 く に 代 (金 融 消 費 者 問 題 研 究 所 代 表)

〃 小 林 正 浩 (明 和 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 斉 藤 透 (荘 内 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

〃 三 浦 聖 人 (三 豊 証 券 代 表 取 締 役 社 長)

オブザーバー 吉 岡 一 憲 (日 本 投 資 者 保 護 基 金 専 務 理 事)

以 上 8 名

(五十音順・敬称略)

目 次

I. はじめに	1
1. 本ワーキング・グループの設置・目的について	1
2. 本ワーキング・グループにおける検討事項等について	2
3. 本ワーキング・グループ会合の概観	3
4. 本協会としての取組みの状況	3
II. 最近において登録取消し処分を受けた証券会社	5
III. 金融庁当局の取組み	8
IV. 本ワーキング・グループにおける議論及びメンバーズ・コメントにより寄せられた意見	10
1. 総論	10
（1）「信頼性」の確保	10
（2）規制コストの過重な負担	10
（3）自主性に委ねる方策	11
2. 信頼性向上のための具体的な方策(事務局案)に関する議論	11
（1）倫理観・責任感を向上させるための取組み	11
（2）投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進	13
（3）最近の発生事案の問題点を踏まえた対応	17
3. 検討結果	20
4. 今後の対応	22
V. 結びとして	22
参考資料	24
・「金融商品取引業者等の信頼性向上に向けて一経営者等の倫理観のさらなる向上等に向けてー」（平成 24 年 5 月 30 日付 行動規範委員会）	25
・「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」（平成 24 年 7 月 17 日付 自主規制会議）	26
・「証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画」（平成 24 年 11 月 20 日 自主規制会議）	27
・具体的方策	29

I. はじめに

1. 本ワーキング・グループの設置・目的について

顧客資産の流用により日本投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破綻など、証券投資及び証券界について国民に不信感を与えかねない事案が見られる。このような状況に鑑み、行動規範委員会¹は、平成24年5月30日、日本証券業協会（以下「本協会」という。）として、事案の解明に則してどのような対策がとれるか、自主規制会議等において検討することを期待する旨を決議している。

これを受けて、自主規制会議では、同年7月17日、重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討することを決議した。

上記課題への対応として、本協会では、まず、財務諸表の外部監査の受検の慫慂²や会員各社の業務内容・外部監査の受検状況等の積極的な開示といったいくつかの具体的方策を事務局案として示して、それらについての会員向けアンケート調査を実施した。

自主規制会議では、同年11月20日、同アンケート調査の結果などを踏まえ、「証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画」を取りまとめ、今後、本検討計画に沿って具体的方策を検討することについて決議するとともに、併せて、本検討計画のうち、「倫理観・責任感を向上させるための取組み」、「投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進」及び「最近の発生事案の問題点を踏まえた対応」について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置した。

（上記の経過については、次ページの【表1】本協会の取組み等を参照）

¹ 協会員の行動規範及びモデル倫理コードの制定等、協会員の行動又は慣行に関する事案の調査等、並びに法令諸規則の制定等に関する自主規制会議に対する建議等を行う機関（日本証券業協会定款第64条の2）。

² 「慫慂（しょうよう）」とは、自主規制規則において一律に義務化を行うのではなく、会員各社の自発的な取組みを勧めることをいう。

【表 1】本協会の取組み等

	本協会の取組み等
平成 24 年 3 月 13 日	□関東財務局が丸大証券株式会社に対して行政処分（登録取消し処分）。
平成 24 年 5 月 30 日	□行動規範委員会において、「金融商品取引業者等の信頼性向上に向けて一経営者等の倫理観のさらなる向上等に向けて一」（参考資料 1 参照）を取りまとめた。
平成 24 年 7 月 17 日	□自主規制会議において、「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」（参考資料 2 参照）を取りまとめた。
平成 24 年 9 月 18 日	□自主規制会議において、「顧客資産の保全の観点をはじめ幅広く証券界の信頼性向上のための具体的な方策を検討するに際しての会員向けアンケート」（※）の実施を承認。
平成 24 年 11 月 20 日	□自主規制会議において、「証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画」（参考資料 3 参照）を承認。 □自主規制会議の下部機関として「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」を設置。

※会員向けアンケート及びその結果は非公表。

2. 本ワーキング・グループにおける検討事項等について

本ワーキング・グループでは、信頼性向上のための施策として、以下に掲げる事項についての検討を行った。

（1）倫理観・責任感を向上させるための取組み

- ① 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」の作成等
- ② 会員における倫理コードの遵守状況の開示

（2）投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

- ① 会員各社の業務内容について、「ディスクロージャー誌」³にわかりやすい表現で記載する取組み
- ② 会員の主要株主及び大株主を公表する取組み

³ 金融商品取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として法令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後法令で定める期間を経過した日から 1 年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない（金融商品取引法第 46 条の 4）。

- ③ 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等
- (3) 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応
 - ① 財務諸表外部監査等の懲罰等
 - ② 自己資本規制比率外部監査の懲罰等

なお、本ワーキング・グループのメンバーの選任にあたっては、検討事項の中に財務諸表の外部監査等の受検の懲罰など会員の経営に与える影響が大きい施策もあることから、法令上受検義務がない会員からも委員を選任するとともに、投資者・利用者目線での意見も議論に反映させるため外部有識者も選任し、幅広い見地から、かつ、慎重に議論を行うこととした。

3. 本ワーキング・グループ会合の概観

本ワーキング・グループは、平成 25 年 1 月から 6 月にかけて計 6 回開催され、以下のテーマで検討を行った。

<各会合のテーマについて>

- 【第 1 回】 ○今後の検討の進め方等について
- 【第 2 回】 1. 金融庁当局者との意見交換
2. 最近の発生事案について
- 【第 3 回】 ○倫理観向上の取組みについて
- 【第 4 回】 1. ディスクロージャーの充実について
2. 財務諸表監査等について
- 【第 5 回】 ○中間論点整理について (※)
- 【第 6 回】 ○報告書の取りまとめについて

※ 中間論点整理については、平成 25 年 5 月 14 日開催の自主規制会議に報告のうえ、同日付けで会員（証券会社）に通知し、同日から 5 月 31 日までの間、意見照会（メンバーズ・コメントの募集）を行った。なお、中間論点整理は公表していない。

4. 本協会としての信頼性向上に向けた取組みの状況

本協会としては、本ワーキング・グループにおける検討事項のほかにも不祥事の再発防止や信頼性向上に向けた施策として自主規制会議における審議を経て、既にいくつかの施策を実施し、取り組んでいるところである。その主な施策は、以下のとおりである。

このほか、「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」において、エ

ンフォースメントの観点から、「一級不都合行為者の取扱い」の対象範囲の見直しを始めとした検討を行った。

① 金融庁、財務局、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関との連携強化

金融庁、財務局、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関との間において、定期的に、監査業務に関する有用な情報の交換を行っている。特に、財務状況が悪化している等の情報のある会員に関しては、情報交換を密に行い監査業務に活用している。

② 特別監査の実施

自己資本規制比率が低下している会員や風評のある会員に対して、「特別監査室」（平成 24 年 7 月設置）において、必要に応じて機動的・効果的な監査を実施しているところである。

③ 役員等に対する貸付け等に関する報告制度

顧客資産の流用により日本投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破綻の事案においては、会員が自社役員に対する多額の貸付けを行ったことが問題点の一つに挙げられていることを踏まえ、特定の会員における一部の信用供与の状況について報告を求めている。

④ 会員に関する情報受付窓口の設置

協会員及び一般投資者から会員の法令違反等の行為についての情報を受け付ける専用窓口を設置し、寄せられた情報を活用して問題の早期発見、警戒を行っている。

⑤ 会員のウェブサイト（ディスクロージャー誌の閲覧ページ）へのリンク等

本協会のウェブサイト上で会員のディスクロージャー誌を閲覧するためのページを設け、本協会のウェブサイトからは会員各社のウェブサイト（ディスクロージャー誌の閲覧ページ）へのリンクをさせるなど、一般投資者にも容易に会員各社のディスクロージャー誌を閲覧できるようにしている⁴。

また、ディスクロージャー誌の読み方についての解説ページを設置した。

⁴ 本協会ウェブサイト「証券会社のディスクロージャー誌」を掲載。平成 25 年 6 月 7 日現在、会員 58 社がリンク又は掲載している。本協会ウェブサイト (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/disco.html>) を参照。

Ⅱ. 最近において登録取消し処分を受けた証券会社

顧客資産の流用により日本投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破綻などを背景に本ワーキング・グループが設置されたことは既に述べたとおりであるが、本ワーキング・グループにおいては当該事案だけでなく、最近において登録取消し処分を受けた証券会社及びその登録取消し事由を概観し、検討に際しての参考とした。

平成 20 年度以降、登録取消し処分を受けた証券会社は、下表 2 のとおり、7 社存在する。顧客分別金信託を不正に流用している状況、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況、業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況など、証券会社の財務状況の悪化等を背景とした登録取消しの事案が散見される状況にある。このような形で登録取消しとなる証券会社の特徴としては、商号変更や親会社・主要株主や代表者の変更が頻繁に行われているような状況が見られる。また、経営者の指示により役職員が不正を実行するなど、会社としてのガバナンスの欠如が露呈している。

【表 2】登録取消し証券会社（平成 20 年度以降）

登録取消し会社	登録取消し事由等
証券会社 A	○有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をする行為 ○純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 顧客に対する円建社債の私募の取扱いに関し、当該私募債により集められた資金の用途等について事実と異なる説明を行って勧誘した。また、当該私募債の発行により調達した資金を同証券会社グループ内に還流していた。その後、自己資本規制比率及び純財産額が法定基準を下回る状況が認められた。
証券会社 B	○業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況 ○法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき 当社は、一部の支払未済の経費に関し、正しく計上すると純財産額・自己資本規制比率の法定水準が維持できないため、当該経費を簿外にし、虚偽の純財産額・自己資本規制比率を算出した。また、役員が長期間不在で内部管理が機能していない等、業務運営上重大な問題が認められた。以上の状況について、当社は業務改善命令を受けたにも関わらず、社員の大量解雇等により業務運営の状況を悪化させ、純

登録取消し会社	登録取消し事由等
	財産額の改善もせず、また、業務改善報告書を提出しなかった。
証券会社 C	○純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 社長等の関与のもと、紛失した 4,000 万円を現金勘定に計上していた。また、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況となったほか、虚偽の自己資本規制比率を当局に届け出た。
証券会社 D	○顧客分別金信託を不正に流用している状況等 社長の容認や経営陣の指示のもと、証券会社としての営業を継続させることを優先するため、顧客からの預り金を不正に少なく記録し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を運転資金に流用した。
証券会社 E	○外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為 ○役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与 社長等は、当社が販売するファンドについて、投資運用業者から提供される基準価額等が虚偽であること等を認識しながら、顧客へ販売や運用報告等を行った。また、X 投資顧問株式会社の代表取締役等と共謀し、虚偽の資料を使い、投資一任契約の締結に関わる偽計を行った。
証券会社 F	○法令に基づいてする行政官庁の処分に違反している状況 ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等 ○純財産額が 5 千万円に満たない状況 前回行政処分（無登録による投資運用業務及び分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為の法令違反行為が認められたことによるもの）による業務改善命令に反し、監査役の欠員（不在）の放置や、貸借対照表等の計算書類等の監査役による監査の非実施など、適切な経営管理態勢等の構築が図られていない。また、当局に対し、虚偽の業務改善報告や自己資本規制比率等の届出を行った。
証券会社 G	○顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 当社は存在しない 200 百万円を預金勘定に計上していたほか、会長

登録取消し会社	登録取消し事由等
	の指示により FX 取引に係る顧客資産を運転資金等に流用した。また、純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準に満たない状況となったほか、虚偽の報告を当局に届出た。

Ⅲ. 金融庁当局の取組み

第2回会合において、金融庁当局者より、金融庁当局の取組み等について、説明を受けた。その概要は以下のとおり。

中小の証券会社において、経営状況の悪化により顧客資産を流用し、投資者保護基金による弁済困難の認定が行われるに至った事案など、投資者の信頼性を揺るがしかねない事案が発生している。このような事案の再発防止のため、平成24事務年度の金融商品取引業者等向けの監督方針に、監督重点分野として、「中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え」を盛り込んでいる。

主なポイントとして、下記の4点が挙げられている。

- ① 金融経済情勢の急変等の可能性も踏まえ、より質の高いリスク管理の徹底を求める。あわせて、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネス・モデルや直近の業況等を一覽的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。
- ② 特に、中小の証券会社等に、財務内容の悪化や資金繰りの困難化等の兆候が見られた場合には、裏付けのある実現可能な経営改革、収益改革の策定、資金繰り改善策の対応状況等につき、速やかに検証する。
- ③ 経営状況が悪化して顧客からの預り金を運転資金に流用し、投資者保護基金による弁済困難の認定が行われるに至った事案も踏まえ、財務内容や資金繰りが悪化した会社については、顧客財産の保全状況等について、細心の注意を払いつつ対応する。
- ④ 経営状況が悪化した会社については、反社会的勢力や金融商品取引業者としての健全な経営を行う意識や能力が欠如している者等が、資金の提供者等として経営に関与してくるおそれがあることに十分留意して、その動向を注視していく。

上記の未然防止・早期発見策に加え、証券界における不審情報等をタイムリーに共有し、より実効性を高めていく必要がある。既に、日本証券業協会では、財務内容が悪化した会社への特別監査による顧客財産の保全状況等の実査を行っている。また、役員等に対する貸付等の報告制度や会員に関する不審情報等の受付窓口設置といった施策を新たに実行している。今後とも、証券会社への対応強化に向けた取組みとして、問題の早期発見に向けた取組み、問題が顕在化した場合の取組み、その他の取組

みなど、日本証券業協会及び日本投資者保護基金等とさらに連携の強化を図りたい。

最近の株価の上昇により、足元の市況は良くなっているが、一部の悪質な証券会社による不祥事が発生すれば、証券界全体の信頼性が損なわれる事態となって市況にも冷や水となりかねない。一旦不祥事が起こると証券界全体に悪影響が及ぶため、一部の証券会社だけの問題として捉えるのではなく、証券界全体の問題として積極的に法令遵守や職業倫理の向上に努めるべきである。

本ワーキング・グループの検討事項とされている信頼性向上の具体的な施策案のうち、対応可能な施策については、積極的に取り組んでいただくことを期待している。

施策の実施にあたってコストが増加する面があることは認識しているが、必要な取り組みを行わない場合、結果として投資者からの信頼を失い、中長期的に証券会社のビジネスにとってマイナスに働くこととなる。投資者の信頼を回復するために近道はなく、証券界の自己規律機能を働かせること、市場仲介者としての社会的責任や役割を自覚することが重要である。顧客のニーズを反映した質の高い商品・サービスを提供し、競争力を高めることが信頼性向上に繋がるといえる。

市場が活況を呈しているからといって、本来業界として改善すべき問題を忘れてはならない。投資者の市場への関心が戻ってきている今、各社において金融市場の担い手としての役割（市場仲介機能の発揮や公正な価格形成）を再認識していただきたい。

今後、本ワーキング・グループにおいて、各証券会社のコンプライアンス意識やガバナンスの向上、証券界全体の信頼性向上のための施策を検討していただくことを期待している。

IV. 本ワーキング・グループにおける議論及びメンバーズ・コメントにより寄せられた意見

1. 総論

今回、顧客資産の流用といった不祥事を背景にその再発防止策や信頼性向上に向けた方策を検討することとしたわけであるが、その具体的な方策についての検討と並行して次のような総論的な議論があった。

(1) 「信頼性」の確保

証券界は、証券市場・証券会社の信頼性向上のため、これまで、自主規制規則の整備や法令違反に対する処分等の厳格化、様々な開示の充実等の取り組みを行ってきたところであるが、信頼性を高め、維持するためには不断の努力が必要であることはいうまでもない。

「信頼」とは、極めて抽象的な言葉であるが、それを得るのは難しく、失うのは容易いものである。

顧客資産流用の不祥事をはじめ法令諸規則違反のほとんどは一部の証券会社の行為、あるいは一社の不適切な行為であるが、たとえ一社であっても、当該証券会社はもちろんのこと証券界全体に対する投資者あるいは広く国民全体からの信頼を失うようなことにもなりかねない。

(2) 規制コストの過重な負担

一方で、一部の不適切な証券会社の悪質な行為により、証券界全体の信頼が失墜し、その信頼回復のため、規模の大小に関わらず全ての証券会社に対して新たな規制を課し、規制コストの負担を求めるような状況が長年繰り返されている。このような現状では、中小の証券会社にとっては経営コストの上昇要因となり、結果として、顧客が負担する取引コストにもはね返ることにならざるを得ず、ひいては、大手証券会社等やインターネット専門証券会社と比較して、競争力が低下し、経営存続の危機に繋がるような事態も生じている。

長年地元に着し、地縁を生かした地道な経営を行っている不祥事とは全く無縁の証券会社も様々な施策の実行により、さらにコストが上昇し、廃業に追い込まれる懸念もあり、負担するコストに見合うだけの効果のある信頼回復策を考えていくべきである。

(3) 自主性に委ねる方策

これまでの施策のように、自主規制規則等で全ての証券会社に対し一律に規制を課すのではなく、各会員に対し自主的な取組みを促すこと（懲罰すること）や各会員自身がその取組みを積極的に開示することを求めること、あるいは、各会員の判断で自主的な取組みや開示を行わない場合にはその理由を開示（又は顧客への説明）することを求めるというような、各会員の自主性に委ねるような規制のあり方も考えられ、今回の取組みではそのような考え方により検討計画にまとめられている。

ただし、悪質な証券会社は、自主的な取組みが期待できないので、これらの証券会社を対象とした規制と監視の強化を図る必要がある。

2. 信頼性向上のための具体的な方策（事務局案）に関する議論

事務局より信頼性向上のための具体的な方策（案）を提示したうえで、それぞれの方策を実施することについての問題点や実効性などに関して議論した。

主な議論は以下のとおりである。

(1) 倫理観・責任感を向上させるための取組み

【具体的方策①】

- 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」を協会が取りまとめ作成し、会員に配付する。

【期待される効果】

- 各会員が、他社の取組み事例などを参考として、自社の取組みなどに反映することで、業界全体の倫理意識向上が図れる。

【主な議論】

- 「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」の作成については賛成する。作成自体に反対するものではないとの意見が多かった。
- 会員各社の取組み事例集を作成するにあたって、以下のような意見があった。
 - ・ 事前に会員の意見を求めながら、各会員にとって利用価値のあるものにしてほしい。
 - ・ 倫理観向上に向け、証券会社の義務や責任を明確化するといった観点を織り込むよう検討してほしい。

- ・ 会員各社の取組み事例について、会員各社が参考にしやすくなるよう会社の規模や業態別に分類してほしい。
- ・ 業界全体として倫理意識の向上に向けて取り組んでいることを世間にもアピールでき、かつ業務の基礎となるような内容としてほしい。
- ・ 英国のFCA⁵における取組みを参考として、広告、勧誘、販売、販売後等全てのステージにおける事業者の責任を具体的に示し、事業者が各ステージにおいて指針とできるようなものが策定できないか検討してほしい。

- 各社の取組み事例集の編集方針等として、以下のような意見があった。
 - ・ 会員各社の規模別（大手、準大手、中小・地場、インターネット専業）に取組み状況を区分する。
 - ・ 社内研修等の講師等が実践的に活用できるよう、ケース・スタディの例示を充実する。
 - ・ 会員各社の取組みによる効果や取組みが十分機能しなかった事例やその分析結果を盛り込む。
 - ・ 有識者や専門家のコメントを付け加える。
 - ・ 最近の参考図書を紹介する。
 - ・ 倫理観が問われた事案（監査、処分、あっせん）を紹介する。 等

【具体的方策②】

- 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求める。

【目的・期待される効果】

- 金融商品取引業の公共的性格に鑑み、各社が業務内容を一般にわかりやすく公表することは金融商品市場の担い手として必要と考えられる。
- 各会員が、業務内容をわかりやすく開示することにより、業界全体の信頼性が向上する。

【主な議論】

- 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求めるべきとの意見が多かった。

⁵ The Financial Conduct Authority、英国の金融行為監督機構。旧 FSA（The Financial Services Authority、金融サービス機構）。英国において金融機関等の監督を行っていた金融サービス機構が 2013 年 3 月末に解体され、2013 年 4 月 1 日に発足。

一方、開示を義務化すべきではなく、各会員の判断に委ねるべきとの意見もあった。

- 倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示方法（①自社ウェブサイトへの掲載、②協会ウェブサイトへの掲載、③ディスクロージャー誌に掲載、④店舗での公衆縦覧）については、以下のような意見に分かれた。
 - ・ 開示を前提として、具体的な方法は会員の選択に委ねるべきではないか。
 - ・ 投資者は各社のコンプライアンスや倫理観に対する考え方を知りたいと考えている。大まかな項目について、比較できるようなウェブサイトがあれば参考にしやすいのではないか。
 - ・ 投資者は、各社毎に社内体制の整備状況をチェックするのは困難であり、協会ウェブサイトに一覧表があれば、投資者がアプローチしやすくなることから、一覧形式による開示を義務付けるべきではないか。
 - ・ 一覧表にすると、かえって投資者・消費者は見づらくなるのではないか。協会ウェブサイトに掲載する場合には、各会員の開示方法（自社ウェブサイト、店舗での公衆縦覧）を明示してはどうか。
 - ・ 倫理コードの遵守のための体制は会社の規模等によって異なり、単純比較できないのではないか。例えば、規模の大きな会社は、様々な諮問機関を設置しているが、規模の小さな会社であれば、そういった機関を設置せずとも対応可能であることから、一覧表で比較する必要はないのではないか。
 - ・ まずは協会ウェブサイトでの必要最低限、開示すべき項目を検討し、その上で会員に対してアンケートを行えばよいのではないか。

（２）投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

【具体的方策③】

- 会員各社がディスクロージャー誌の本体、又はその別紙として、自社の業務内容等をわかりやすく記載したプロフィール帳を掲載する。また、会員各社の自社の業務内容等を記載したプロフィール帳を協会ウェブサイトに掲載する。

【目的・期待される効果】

- 金融商品取引業の公共的性格に鑑み、各社が業務内容を一般にわかりやすく公表することは金融商品取引市場の担い手として必要と考えられる。
- 各会員が、業務内容をわかりやすく開示することにより、業界全体の信頼性

が向上する。

【主な議論】

- 投資者に向けて業務内容をわかりやすく表示することは必要なことだとの意見が多く、ディスクロージャー誌の本体に、又はその別紙として、会員各社の業務内容等を記載したプロフィール帳を掲載すべきとの意見で一致をみた。
- プロフィール帳の作成にあたって、以下のような意見があった。
 - ・ 投資者・消費者が、会員各社の重要な情報を大まかに把握できるなどのメリットがある。
 - ・ 対面、ネット、コールセンターなどの分類も表記できるカラム（列）があるとよい。また、個社の強みをアピールできるように、ヘッダー等に会社の特徴などを記載できるようにすることについても検討してはどうか。
 - ・ ディスクロージャー誌については、投資者等にとって関心が薄いものであると感じており、信頼性向上の一つの手段ではあるが、効果については議論が必要ではないか。

【メンバーズ・コメントにおいて寄せられた意見】

- 各社の業務内容等のプロフィール帳を協会ウェブサイトに掲載することについて、投資家が証券会社を選別するためのサービスとしては、有効な部分があるかと思われる。しかしながら、当該掲載を投資者・消費者からの信頼性向上の手段としてみることは難しいのではないか。
- 顧客資産を預かるという意味では同じ金融業界の銀行業界においては、会社内容のディスクローズが進んでいる現実や金融商品取引法でディスクロージャー誌の開示が定められている現実を重く受け止めるべきである。

【具体的方策④】

- 会員の主要株主（20%以上保有）及び大株主（上位10位）を、協会ウェブサイトに一覧表として掲載する。

【期待される効果】

- 投資家が会社の実態把握などに活用できるとともに、透明性を高める効果が

ある。

【主な議論】

- 会員の主要株主・大株主を、協会ウェブサイトに一覧表として掲載することについては、以下のような意見に分かれた。
 - ・ 主要株主や大株主の変更が頻繁に行われているような証券会社における株主の開示は一定の意義があると考えられる。
 - ・ 未上場会社にとって、株主構成を公開することは資本政策の観点でリスクとなり、企業の買収や反社会的勢力への譲渡などの問題に発展することが懸念される。
 - ・ 協会ウェブサイトに掲載する意図として、反社会的勢力及びそれに類似する個人、企業の排除についても目的とするものと考えられるが、個人情報保護法上の配慮や、ウェブサイトでの開示を望まない株主への配慮により、実名を掲載できないケースも発生すると思われる。
 - ・ 地方の証券会社にとっては株主構成を全国に知らしめる必要性が感じられない。

【メンバーズ・コメントにおいて寄せられた意見】

- 証券業の公益性の観点からこれを実行すべきことは当然で、その状況などを含め協会がその記載内容を詳細に定めて公平性を高めた上で、すべての証券会社のディスクロージャー誌を協会ウェブサイトに掲載すべきである。
- 主要株主、大株主を協会ウェブサイトに掲載することは、証券業界及び証券各社の透明性、信頼性を高める手段の一つとして有効かと思われる。なお、親会社・主要株主の変更が頻繁に見られる証券会社に財務悪化等による登録取消しの事案が多く見られるなどの過去の事例を踏まえ、協会ウェブサイトへ掲載する際には、一定時点のものを掲載するだけでなく、過去の変更の履歴なども閲覧できるようにすべきではないか。

【具体的方策⑤】

- 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等（各会員における開示、協会ウェブサイトに一覧を掲載）

【期待される効果】

- 投資家が会社の実態把握などに活用できるとともに、透明性を高める効果がある。

【主な議論】

- 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等については、以下のような意見に分かれた。

- ・ 証券会社の業務が有価証券関連業以外の業務（第二種金融商品取引業、FX取引など）も含めて多様化し、かつ複雑化している状況やさらに市場参加者や商品がグローバル化している状況を踏まえると、ディスクロージャーの充実によって広く一般からの信頼を確保する施策は重要になっているのではないか。
- ・ 財務諸表及び分別管理の外部監査は、悪質な証券会社については形骸化してしまう懸念がある。
- ・ 協会ウェブサイトで、財務諸表監査を受検している会員、受検していない会員を一覧で公表すると、外形上優劣を示すことにもなり、見る人に誤解を生じさせる可能性があるのではないか。
- ・ 本方策に代えて、具体的方策③の「会員各社の業務内容等を記載したプロフィール帳」に、財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等を掲載し、ディスクロージャー誌に添付するか、各会員のウェブサイトに掲載するのかを、各会員が選択するような方策を実施すべきではないか。

※「分別管理の外部監査の受検状況」の開示については、日本公認会計士協会との協議が必要となる。

- ・ 具体的方策③の「会員各社の業務内容等を記載したプロフィール帳」に、証券取引等監視委員会の検査や自主規制機関の監査・考査等の過去の受検日などを記載してはどうか。

※検査・監査・考査の受検日等の開示が法令・規則上問題ないかの確認が必要となる。

- ・ 財務諸表監査、分別管理監査の状況の開示は、大変意義ある第一歩であるが、消費者の信頼性向上の効果に関しては疑問がある。その理由は、消費者の一般的なレベルを考えると、監査の問題まで関心を持つことはとても望めないことと、どんなに表示の方法を工夫しても、わからない、関心を持たないというのが現状であり、消費者のレベルが早急に上がるとは思えない。このため、消費者が知らなくとも、消費者の参加する証券市場をしっかりと守る、すなわち、財務諸表や分別管理の外部監査が

当然されている証券市場であることを担保する方向に舵を切ることが必要ではないか。

【メンバーズ・コメントにおいて寄せられた意見】

- 証券業の公益性の観点からこれを実行すべきことは当然で、その状況などを含め協会がその記載内容を詳細に定めて公平性を高めた上で、すべての証券会社のディスクロージャー誌を協会ウェブサイトに掲載すべきである。

なお、「(2)投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進」における個々の具体的方策にあつては、その開示方法として、協会ウェブサイトの活用が提案されていることについて、以下のような意見があつた。

- ・ 協会ウェブサイトは、個々の事業者のホームページへの掲載とは異なり、投資者・消費者の立場からすると、客観的、中立的情報として捉えられる。したがって、現状において、投資者・消費者からの利用の有無に関わらず、情報の客観性・中立性といった観点から、協会ウェブサイトの活用は、重要な意味があるのではないかと。

(3) 最近の発生事案の問題点を踏まえた対応

【具体的方策⑥、⑦】

- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による財務諸表の外部監査の受検を奨励する。
- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による自己資本規制比率に関する外部監査の受検を奨励する。

【期待される効果】

- 顧客資産の流用など不正な経理処理の発見に繋がる可能性が高まる。

【主な議論】

- 会員向けアンケートにおいては、本施策について望ましいとする意見も多かったが、多額の監査報酬等の支払いにより、それが投資者に転嫁され、経営に与える影響が大きいとの地場の証券会社等の意見やそのような会員にも配慮すべきというその他の会員からの意見もあり、本ワーキング・グループにおける議論でも、協会が会員に対し、公認会計士又は監査法人による財務諸表及び自己資本規制比率の外部監査の受検を一律に義務付けることについて

は慎重な意見が述べられた。

- 証券会社は、証券取引等監視委員会、自主規制機関による厳格な監査等を受検している。問題点の把握は、行政当局や協会において可能であるはずなので、より効果のある監査態勢を整備することにより、必ずしも、一律に財務諸表の外部監査の受検を慫慂する必要はないのではないか。
- 一方で、多様な背景やビジネス・モデルを持つ会員も増加するなかで、財務内容の健全性を第三者がチェックし、その結果を投資者にアピールしていくことは重要であるとの意見もあり、また、昨年、国際通貨基金（IMF）が実施した金融セクター評価プログラム（FSAP）においても、我が国に対し、「顧客資産の保有が可能な規制対象の事業体に必要に応じて外部監査（財務諸表監査）を義務付けるべき。」との規制の強化が求められていることを考えると、このような指摘を踏まえた対応が必要ではないかとの意見もあった。
- 預り金の不正流用などを防ぐための手段として、協会監査の強化等の方策として、次のような対応策を検討すべきとの意見があった。
 - ・ 協会が公認会計士を採用し、問題証券会社の協会監査時に帯同させることが考えられる。
 - ・ 協会監査において、監査員が財務諸表監査と同様に、会計帳簿や現金・現物の実査をするあるいは公認会計士等に委託することが有効な対策となる。
 - ・ 協会が、モニタリング調査表の預り金勘定や、顧客分別金信託勘定の動きから、異常値を把握し、当該異常値に対するヒアリング等を速やかに実施し、確認すべきではないか。監査・検査忌避の会員に対しては、協会が厳格に対処するなどの措置がとれないか検討してはどうか。
 - ・ 要注意の会員に対しては、事前告知ではなく、抜き打ちで協会監査に入ればどうか。
 - ・ 協会監査の日数延長、人員の増加を図り、監査事項も総花的ではなく、重点事項に特化してはどうか。
 - ・ 顧客とのトラブルの状況等についても、協会監査でしっかりとみていくべきではないか。
 - ・ 投資者保護基金による監査等の強化を図ってはどうか。
- 上記のような意見を踏まえ、協会が全会員に対し、一律に、公認会計士又は

監査法人による財務諸表や自己資本規制比率の外部監査の受検を懲憑することではなく、以下のような具体的方策の代替案について、協会及び日本投資者保護基金において早期に検討し、導入すべきではないかとの意見が多数であった。

【具体的方策の代替案】

- ① 協会又は投資者保護基金は、監査・モニタリングの結果、会員が作成する財務諸表、自己資本規制比率の報告、顧客資産の分別管理の状況報告等に鑑み、必要と判断した場合には、当該会員に対し、公認会計士又は監査法人による監査の受検を勧告する。
- ② 当該会員が上記の勧告に応じない場合において、協会又は投資者保護基金が公益又は投資者保護のために必要と判断した場合には、その事実を公表する。

【メンバーズ・コメントにおいて寄せられた意見】

- 財務諸表・自己資本規制比率の外部監査の受検は、顧客資産を預かる業界としては当然必要と考える。
- 自己資本規制比率の数値の改ざんや顧客分別金信託を不正に流用しているような証券会社が倒産した場合、業界全体の信用失墜、信頼性の低下による影響は図り知れない。こうした問題は、企業固有のものではなく、業界全体の問題として対処していく必要があると考える。したがって、現在、外部監査を受検していない証券会社に対して懲憑することも重要であるが、さらに一歩踏み込んで、自社による外部監査の受検を行っていない証券会社に対しては、必要に応じて協会が公認会計士又は監査法人に依頼し、分別管理の監査及び自己資本規制比率の監査を行う仕組みを創ることも一考かと思われる。外部監査を受検していない特定の証券会社のみが対象となるため、費用対効果を十分に考慮する必要があるものの、検討する価値はあるのではないかと。

3. 検討結果

本ワーキング・グループでの検討結果をまとめると、次のとおりである。

具体的方策	検討結果
(1) 倫理観・責任感を向上させるための取組み	
① 会員における倫理観向上の取組みを紹介した事例集の作成 【参考資料4 参照】	・ 会員における倫理観向上の取組みを紹介した事例集の作成を行うことが適当である。
② 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求める。 【参考資料4 参照】	・ 会員に対し、倫理コード及び倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求めることが適当であるが、義務化ではなく、自主的な取組みを促すような形での対応が望ましい。 ・ なお、会員の意見を踏まえながら、開示の内容、開示の方法、倫理コード規則の見直し等について、引き続き検討すべきである。
(2) 信頼性向上のための情報発信の取組み	
③ ディスクロージャー誌（又はその添付資料として）に、会員の業務内容等をわかりやすく掲載する。 【参考資料4 参照】	・ 会員に対し、ディスクロージャー誌（本体）又はその別紙として、会員の業務内容等を記載した「プロフィール帳」の掲載を求めることが適当である。 ・ また、「プロフィール帳」を自社のウェブサイトや協会ウェブサイトに掲載するような取組みも引き続き検討すべきである。 ・ なお、会員各社の実情を踏まえて工夫しながら、ディスクロージャー誌の存在を顧客に知らせるような取組みを促すことや店舗を有していない会員における対応などについて、引き続き検討すべきである。

具体的方策	検討結果
④ 会員各社の主要株主（20%以上保有者）及び大株主（上位10位）を協会ウェブサイトに一覧表として掲載（開示）する。	・ 期待される効果や実施に当たっての問題点があるので、さらに慎重な検討が必要ではないか。
⑤ 財務諸表及び分別管理の外部監査の受検状況等を協会ウェブサイトに一覧表として掲載（開示）する。	・ 期待される効果や実施に当たっての問題点があるので、さらに慎重な検討が必要ではないか。
(3) 顧客資産の不正流用防止のための取組み	
⑥ 財務諸表の外部監査の懲遷 ⑦ 自己資本規制比率に対する外部監査（注）の懲遷	・ 協会又は日本投資者保護基金は、監査・モニタリングを通じて、必要と判断した場合には、会員に対し、公認会計士又は監査法人による財務諸表の外部監査の受検を勧告し、勧告に応じない場合において、公益又は投資者保護のために必要と判断した場合には、その事実を公表するといった対応を早期に検討すべきである。

（注）自己資本規制比率に対する外部監査については、制度の枠組みなどが整備されていない状況にあることに留意する必要がある。

4. 今後の対応

本ワーキング・グループでの検討結果をまとめると上記のとおりである。

議論の結果、実施する方向でまとまった事項については、それらを具体化する場合の方策及び具体化する際の工夫などについて、引き続き検討する必要がある。

一方、さらなる慎重な検討が必要とした事項、あるいは本ワーキング・グループ委員から提案があった事項などについては、さらに今後の課題として検討する必要がある。

《今後の課題》

- ・ 会員の株主に関する情報開示の充実
- ・ ディスクロージャー誌の存在を顧客に知らせるような取組み及び開示の充実等
- ・ 質の高い金融商品・サービスの提供等

V. 結びとして

1. 本ワーキング・グループにおける議論の総括

証券会社が個人や一般事業会社向けに提供する金融商品や取引は、株式の売買取引や投資信託の販売といった伝統的なもののほか、証券C F D取引などの有価証券関連デリバティブ取引、外国為替証拠金取引（F X取引）やファンド・信託受益権の販売など多様化し、かつ複雑化している。さらに、証券会社が取扱う金融商品や取引がグローバル化している状況を踏まえると、業務の内容、顧客資産の分別管理の状況、財務の状況のディスクロージャーにより、広く投資者からの信頼を確保することは益々重要となっている。

また、証券会社の新設や既存の証券会社の買収等により、他業態等から新しい経営者や株主が参入し、市場の活性化や業界内の新陳代謝が見られる一方で、投資者に対し不測の損害を被らせる悪質な事案も出てきているところである。

このような中、本ワーキング・グループにおいて検討した施策は、これまでの施策のように、自主規制規則等で全ての証券会社に対し一律に規制を課すのではなく、各会員に対し自主的な取組みを促すこと（懲慫すること）や各会員自身に対しその取組みを積極的に開示することを求めることで、広く投資者・消費者に証券会社あるいは証券業界を知っていただくことなどを基本理念としている。

一方で、具体的な施策の検討を進める中で、証券会社に対して自主的な取組みを

促すことや積極的に開示を求めることにより、逆に、投資者・消費者に誤解を生じさせるおそれがあることや証券会社の経営に悪影響を及ぼすおそれがあることが懸念されるなど、さらなる検討が必要となると指摘された施策も確認された。

そのうえで、効率的・効果的な施策を、できるものから実施していくことが確認され、今後はその実施に向けての具体的な検討を進める必要があるとの認識を共有した。

また、Ⅳ．４の「今後の対応」に掲げられた今後の課題のほか、公認会計士又は監査法人による財務諸表の外部監査の義務化などについても、費用対効果の観点等を十分に検証するとともに、今後、会員の意見を踏まえ検討していく必要があるとの意見や英国のF C Aのように質の高い金融商品・サービスの提供を求めていくような取組みなどについても今後検討すべきとの意見もあった。

2. 証券会社の参入や退出のあり方

また、本ワーキング・グループの議論のなかでは、顧客資産の流用等により登録取消し処分を受けた証券会社の事例などを踏まえると、不適切な業者を参入させないため、従来の免許制に戻すべきではないか、免許制に戻せないのであれば、登録制においても厳しいチェックをすべきではないかとの意見も多くみられた。

平成9年6月13日に公表された証券取引審議会報告書「証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～」においては、参入規制の改革として、免許制から登録制への移行が謳われている。

特に重要なポイントは、「証券市場に参加している投資者が、証券会社の退出により不測の損害を被ることがあってはならない」ということである。免許制から登録制への移行により、証券会社の参入・退出が容易となる一方で悪質な事案が散見される現状において、証券会社の登録基準や破綻処理制度のあり方等について、改めて議論すべき時期に来ているのではないかと。

本協会は、証券会社への対応強化に向けて、問題の早期発見に向けた取組み（不審情報の共有・監査の強化）、問題が顕在化した場合の取組みなどを、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会、日本投資者保護基金等とともに実行に移すとともに、これらの機関との連携の強化を図っているが、これに加え、さらなる取組みの強化が期待されている。

以　上

参考資料

金融商品取引業者等の信頼性向上に向けて －経営者等の倫理観のさらなる向上等に向けて－

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

日 本 証 券 業 協 会
行 動 規 範 委 員 会

最近、国民の年金積立金運用に多大な不安を引き起こした重大事件に一証券会社が関わっていたこと、顧客資産を流用したことから投資者保護基金による補償が発動されることとなった証券会社の経営破たん事件等、金融商品への投資について国民に不信感を与えかねない事案が見られる。これらの事案を発生させた要因は様々であり、今後の解明を待つべきものもあるが、突き詰めるところ、経営者の倫理観、責任感の欠如が大きな要因となっていることは否定できない。このような事案を防止するため、何にもまして重要なことは、経営者自身が投資者保護の姿勢を高く保持し、証券市場全体に高い倫理観を醸成していくことであり、それなくして金融商品取引業者等の信頼性向上はあり得ないとする。

本委員会としては、法令等重大な違反行為の再発防止、金融商品取引業者等の信頼の回復、向上に向け、すべての協会員において、経営者に高い倫理観が必要であることの重要性を再認識していただくことが必要であるとする。併せて、最近の事案において一部の金融商品取引業者の行為が悪質かつ巧妙になっている印象もあることから、事案の解明に即して、監督官庁や関係団体とも連携しつつ、本協会として、法令・規則の遵守状況の監査、研修の見直しのほか、どのような対策がとれるのか、自主規制会議、証券戦略会議等において、必要に応じ検討が行われることを期待する。

以 上

会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について

平成 24 年 7 月 17 日
自 主 規 制 会 議

1. 趣旨

最近、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の不備や顧客資産の流用により投資者保護基金の補償が発動されることとなった会員の経営破たんなど、証券投資及び証券業界について国民に不信感を与えかねない事案が見られる。このような状況に鑑み、行動規範委員会は去る 5 月 30 日、本協会として、事案の解明に則してどのような対策がとれるか、自主規制会議等において検討することを期待する旨を決議している。

自主規制会議では、これを受けて、重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する。

2. 取り組むべき課題

最近の事案における発生原因等を踏まえるとともに、併せて証券業界の信頼性向上を図る観点から次の課題について検討する。

(1) 事案の発生原因等の検証及び問題点の整理

(2) 再発防止及び信頼性向上に向けた方策

3. 検討事項及び時期

(1) 法人関係情報の管理態勢について

- ① 自主規制会議において、最近の事案に関する関係者等からの意見をヒアリングするとともに、そのヒアリング等を踏まえ、問題点等の論点整理を行う。
- ② 上記論点整理に基づき、自主規制会議及び下部ワーキング・グループで具体的な再発防止策について検討する。

(2) 顧客資産の保全に係る信頼性確保について

- ① 具体的な方策の案を提示し、その「実施の可否」、「実効性」などの観点から、すべての会員に対してアンケート調査を行う。
- ② アンケート調査で寄せられた意見を検証したうえで、具体的な方策についてさらに検討する。

(3) 経営者の高い倫理観等の醸成

経営者の高い倫理観、責任感を醸成するため、研修の見直しを行う。

(4) 検討の時期

速やかに検討を開始し、年内を目途に一定の結論を得る。

以 上

証券界の信頼性向上のために取り組むべき諸課題への対応に関する検討計画

平成 24 年 11 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 自主規制としての取組みが期待されている事項等

1. 倫理観・責任感を向上させるための取組み

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
1	会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」を作成し、協会員に通知（年 1 回改訂）	行動規範委員会と連携しつつ、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
2	会員における倫理コードの遵守状況の開示（年 1 回）		
3	本協会の研修制度やプログラムの見直し	「研修編成ワーキング・グループ」において検討（研修部）	平成 25 年 3 月までに実施

2. 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
4	会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載する取組み	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
5	会員の主要株主及び大株主を公表する取組み		
6	財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等 ※関係者との協議を要する。		

3. 不芳情報の通報制度

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
7	会員に関する不芳情報等の受付窓口の設置	事務局において検討（総務部、監査 2 部）	平成 25 年 1 月を目途に実施

4. 自主制裁（処分）の見直し等

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
8	(1) 協会員に対する処分のあり方等の検討	自主規制会議において検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る
	(2) 協会員の役職員に関する処分等のあり方等の検討 （一級不都合行為者の取扱いの対象となる行為など）	今後、ワーキング・グループを設置して検討（規律審査部）	金融審の議論及び法改正の動向を踏まえ、平成 25 年 6 月までに結論を得る

Ⅱ．最近の発生事案の問題点を踏まえ、本協会が対応すべき事項

1．顧客分別金信託の不正流用を防止するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
9	財務諸表外部監査の態勢等（財務諸表外部監査の非受検会社への対応、分別管理外部監査の手法である「合意された手続業務」を受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」において検討（自主規制企画部）	平成 25 年 3 月までに結論を得る
10	自己資本規制比率の外部監査の態勢等（外部監査の非受検会社への対応等として、その事実及び理由の開示）		

2．自社役員及び親会社役員に対する会社からの多額の貸付けについて、本協会が早期に把握するための方策

	今後検討する具体的方策（案）	検討体（担当部署）	検討目途
11	会員が一定額以上（例えば自己資本の10%以上）の額の金銭を当該会員の役員又は主要株主等（若しくはその他関連会社等）に対して貸付けた場合に協会への報告を義務付け	事務局において検討（総務部、監査2部）	平成 25 年 1 月中を目途に実施

以 上

1-1 倫理観・責任感を向上させるための取組み

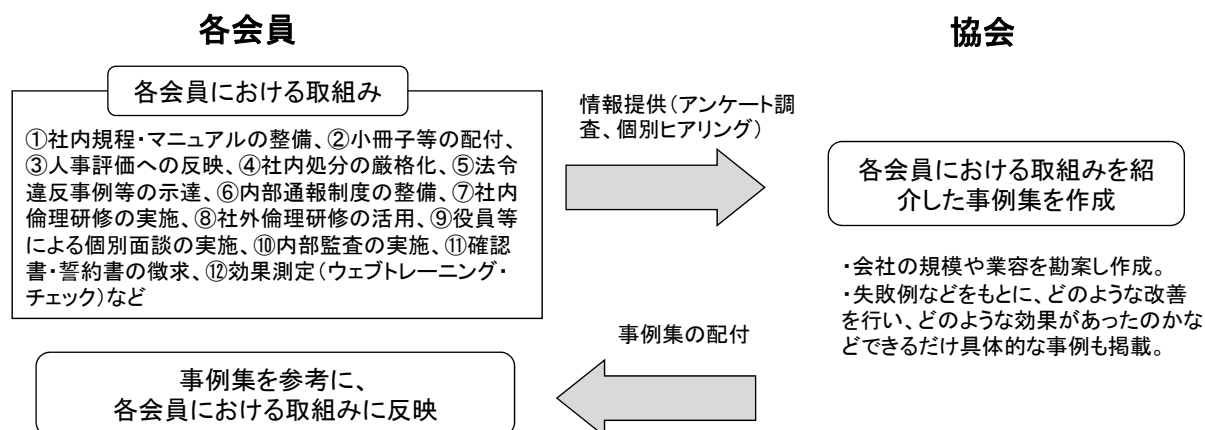
参考4

【具体的方策】

- 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集（仮称）」を作成し、会員に配付する。

【期待される効果】

- 各会員が、他社の取組み事例などを参考として、自社の取組みなどに反映することで、業界全体の倫理意識向上が図れる。



1-2 倫理観・責任感を向上させるための取組み

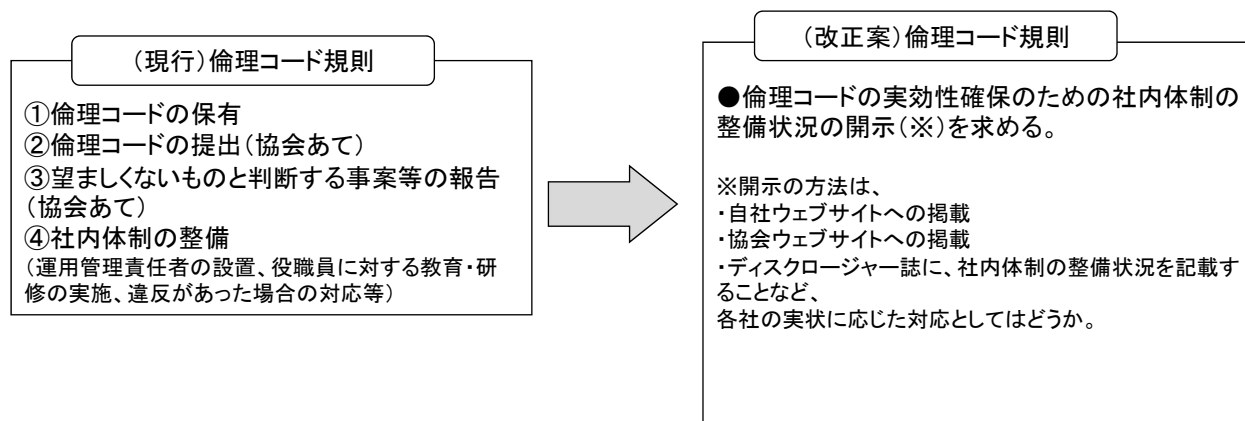


【具体的方策】

- 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求める。

【期待される効果】

- 業界全体の倫理意識向上に資するとともに、各会員や業界全体の信頼性向上につながる。



2-1 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進①



【具体的方策】

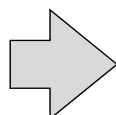
- 会員各社がディスクロージャー誌の本体に、又はその別紙として、自社の業務内容等をわかりやすく記載したプロフィール帳を掲載する。

【目的・期待される効果】

- 金融商品取引業の公共的性格に鑑み、各社が業務内容を一般に分かりやすく公表することは金融商品取引市場の担い手として必要と考えられる。
- 各会員が、業務内容をわかりやすく開示することにより、業界全体の信頼性が向上する。

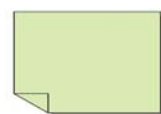


ディスクロージャー誌
(店舗に備え置き、公衆の縦覧に供している。)
(会社によっては、自社のウェブサイト、協会ウェブサイトに掲載又はリンク)



ディスクロージャー誌

+ プロフィール帳(1枚紙)



業務内容等をわかりやすく記載
(具体例は次頁)

(現行)ディスクロ誌に記載された業務内容の記載例

- (1) 金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項)
① 金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務
② 金融商品取引法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務
③
- (2) 金融商品取引業付随業務(金融商品取引法第35条第1項)
当社は、以下の業務その他金融商品取引業に付随する業務を行っています。
① 有価証券の貸借またはその媒介もしくは代理業務
② 信用取引に付随する金銭の貸付け業務
.....

2-1 投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の推進②



<プロフィール帳のイメージ>

ロゴ

JSDA証券株式会社

(<http://www.jsda.co.jp>)
(平成25年4月1日時点の情報)
設立: 昭和60年
資本金: 30億円
株式の上場: 非上場
役員員数: 570人
(うち登録外務員数 540人)

代表取締役社長 ○○ ○○
(平成12年6月就任)

金融商品取引業の登録状況: 第一種金融商品取引業
登録番号: XXXXXXXXXXXXX
加入協会: 日本証券業協会、金融先物取引業協会
加入取引所: 東京証券取引所、大阪証券取引所、東京金融取引所
加入投資者保護基金: 日本投資者保護基金
指定紛争解決機関: 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC)

【個人・一般事業法人向けの商品・サービス(主なもの)】

金融商品	株式		債券		投資信託	ETF	REIT	先物・オプション	証券CFD	FX	二種業
	国内株	外国株	国内債	外国債							
対面取引	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
コールセンター	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
インターネット	○	○	×	×	△	○	○	○	○	○	×

○: 取扱あり。×: 取扱なし。詳細は、当社営業所までお問い合わせください。

当社では、上記の商品・サービスのほか、有価証券の引受け業務や機関投資家向けの各種商品やサービスの提供なども行っております。当社の業務の詳細は、「業務及び財産の状況に関する説明書」(○ページ)を御参照ください。